



2022年11月25日

各 位

会社名 株式会社プレイド  
代表者名 代表取締役CEO 倉橋 健太  
(コード番号：4165 東証グロース)

問合せ先 執行役員CFO 武藤 健太郎  
( TEL. 050-5434-8563)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月20日に開催予定の第11期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的・理由

##### (1) 場所の定めのない株主総会について

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(物理的な会場を設けず、取締役や株主等がインターネット等の手段を用いて出席する株主総会、いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。当社といたしましては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症拡大や自然災害をはじめとする大規模災害の発生や、社会のデジタル化進展等も念頭に置きつつ、株主総会開催方式の選択肢を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款の変更を行うものです。

なお、当社は、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、2022年11月24日付で経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

##### (2) 株主総会資料の電子提供制度について

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものです。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものです。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものです。なお、本附則は期日経過後に削除するものとします。

#### 2. 定款変更の時期

- (1) 定款変更のための株主総会開催日：2022年12月20日(火曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日：2022年12月20日(火曜日)

### 3. 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>第11条 (招集) 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第11条 (招集) 1. 当会社の定時株主総会は、毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 当社は、<u>感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催すること</u>が、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>第17条 (電子提供措置等) 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(附則)</p> <p>第1条 (電子提供措置等に関する経過措置) 1. <u>現行定款第17条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び変更案第17条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日 (以下「施行日」という) から効力を有するものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

以 上